

# 関係法令罰則一覧

## 1 漁業法関係

67条第11項 漁業調整委員会指示の遵守命令違反  
漁業調整委員会の指示に従うよう知事が出した命令には従わなければなりません。  
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

143条 漁業権侵害  
漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者。この罪は告訴を持って論ずる。  
20万円以下の罰金

## 2 瀬戸内海漁業取締規則

8条 まだいの採捕制限  
瀬戸内海では7月1日から9月30日までは全長12センチメートル以下のまだいは採捕できません。  
2年以下の懲役又は50万円以下の罰金

## 3 愛媛県漁業調整規則

34条第1項 有害物の遺棄漏せつの禁止

- ・34条の2 保護水面における採捕の禁止
- ・35条 禁止期間
- ・36条 体長等の制限
- ・38条 漁具漁法の制限及び禁止

6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金

47条第1項 遊漁者等の漁具漁法制限  
科料

#### 4 船舶安全法関係

18条1項1号 検査証書を受有しないで航行する。

(1)検査を受け合格し、検査証書を受けなければ航行はできません。

(2)検査の有効期間が切れていれば航行はできません。

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

18条1項2号 航行区域違反航行

検査証書に記載してある航行区域を越えて航行することはできません。

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

18条1項4号 最大搭載人員の超過

検査証書に記載してある乗船者の種類毎(旅客、船員、その他の乗船者)の最大搭載人員を超えてはいけません。

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

18条1項7号 中間検査を受けない航行

定期検査の中間に行くべき中間検査を受け、合格しなければ航行はできません。

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

18条1項8号 検査証書の記載条件に違反した航行

検査証書に夜間航行禁止等の条件が付されているものはそれに従ってください。

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

18条1項9号 変更した検査事項の臨時検査を受けない航行

救命設備、消防設備、法定備品等の不足は、検査事項の変更になりますので、必ず出港前に点検してください。

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

18条2項、18条3項、18条4項 両罰規定

違反を犯した行為者の外に、注意義務を果していない、船舶所有者、船長等にも罰金が課されることになっていきますので、船を貸したり他人に任すようなときも違反のないよう十分に注意してください。

## 5 船舶安全法施行規則関係

68条1項2号 船舶検査証書の船内不備

船舶検査証書が船内に備え付けてあることを必ず確認してから出港してください。

20万円以下の罰金

68条1項3号 船舶検査済票の貼付義務違反

所有者は、検査済票を両船側の見やすい場所に貼り付けておかなければなりません。

20万円以下の罰金

68条1項4号 船舶検査手帳の船内不備

船舶検査手帳が船内に備え付けてあることを必ず確認してから出港してください。

20万円以下の罰金

## 6 漁船法関係

10条1項 漁船登録原簿への不登録

知事の備える漁船原簿に登録しなければ、漁船として使用することはできません。

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

15条 漁船登録票の船内不備

漁船登録票が船内に備え付けてあることを必ず確認してから出港してください。

30万円以下の罰金

16条 漁船登録番号の不表示

漁船登録番号は、船橋又は船首の両側の見やすい場所に表示しておかなくてはなりません。

30万円以下の罰金

## 7 船舶職員及び小型船舶操縦者法関係

18条 法定の船舶職員の不乗組み

船の大きさ、機関馬力、航行区域等により資格が定められておりますので、それに応じた海技従事者を乗り組ませなければなりません。

6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金

21条 無資格者の船舶職員としての乗組み

資格のある者以外の者は、船舶職員として乗り組むことはできません。

30万円以下の罰金

25条 海技免状の不携行

海技従事者は、船舶職員として乗り組むときは、船内に海技免状を備え置かなければなりません。

10万円以下の過料

## 8 港則法関係

35条 漁ろうの制限違反

船舶交通の妨げとなるおそれのある港内においては、みだりに漁ろうをしてはいけません。

1万円以下の罰金又は科料

## 9 航路標識法関係

11条2項 係留禁止

船舶を航路標識に係留してはいけません。

1万円以下の罰金

## 1 0 公衆に迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

8 条 海水浴場における危険行為の禁止  
(モーターバイク等の)急回転、疾走等の危険な行為、又は  
いたずら等、不安を覚えさせる行為をしてはいけません。  
10 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料  
(常習者は 6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金)

## 1 1 電波法関係

4 条 無許可無線局の開設  
郵政大臣の免許を受けなければ無線局を開設してはいけません。  
1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

39 条 無線従事者以外の者の無線設備の操作  
有資格者でなければ無線を操作してはいけません。  
30 万円以下の罰金

## 1 2 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律関係

43 条 1 項 船舶の海洋投棄  
不要になった船舶を海洋に投棄してはいけません。  
1,000 万円以下の罰金

## 1 3 港湾法関係

37 条 無許可の港湾区域内の水域の占用  
港湾区域を占用する場合は、港湾管理者の許可を受けなければ  
なりません。(例；船舶の長期係留)  
1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

## 1 4 漁港漁場整備法関係

39 条 1 項 無許可の漁港区域の占用  
漁港区域を占用する場合は、漁港管理者の許可を受けなければ  
なりません。  
50 万円以下の罰金